

東御市子ども・子育て支援事業計画の見直し

1 計画策定及び見直しについて

令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化の実施とともに、「子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」、児童福祉法改正を受けた児童虐待防止対策等制度の施行や関連施策の動向を反映し、令和2年3月「第2期東御市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は令和2年度から令和6年度までの5か年としており、実績等を踏まえ以下の項目について計画の見直しを行いました。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び確保方策

事業名	項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
子育て短期 支援事業	量の見込み（延人）	10	10	10	10	10
	確保策（人）	10	10	10	10	10
	実施か所数	3	5	5	5	5

令和2年度の実績等を踏まえ、令和3年度から令和6年度の実施か所数について見直しました。

(2) 子育て支援施策の推進

平成28年の児童福祉法の改正に伴い、市町村に子ども等に対する必要な支援を行うための拠点を整備することが明記され、市町村の役割が強化されました。また、全国的に虐待相談件数の増加等を受け、国では平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定され、2022年度（令和4年度）までに全国の市町村に「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指すこととされたので、計画中「7 子育て支援施策の推進 基本理念Ⅰ 基本目標1 基本施策1 具体的な取り組み」に、子ども家庭総合支援拠点の設置について下記のとおり追記します。

(7) 東御市に居住する出生から概ね18歳までのライフステージにおいて、「子どもの自立」を目指した支援及び「子育て家庭への包括的かつ継続的な支援」を実施します。

具体的な事業

○子ども家庭総合支援拠点の設置 「子ども・家庭支援室」（仮称）

2 見直し計画の施行

令和3年4月1日